

平成 30 年 6 月 11 日

工場立地法に基づく規制の運用状況(平成 28 年度)を取りまとめました

経済産業省では、工場立地法の権限移譲の評価や規制の効果を検証するため、工場立地法に基づく規制の運用状況を調査しました。この度、平成 28 年度の調査結果を取りまとめましたので公表します。

1. 調査の趣旨

工場立地法は、一定規模の面積等を有する工場に対し、工場敷地内での緑地の整備等を義務付ける法律です。地方公共団体への事務・権限の移譲等を行うこととした「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)」を受け、平成 29 年 4 月から、届出受理等の権限を市町村に全面移譲しました。今回、移譲前の平成 28 年度について分析するとともに、29 年度以降も、毎年、同様の調査を実施することで、権限移譲前後の比較や、規制の効果を検証することといたします。

(参考)工場立地法の概要

工場立地法は、製造業、電気・ガス・熱供給業の工場のうち、敷地面積 9,000 m²以上等を有する工場(特定工場という)が新增設等をする場合に、届出を義務付けるなどの規制を課している法律です。規制の内容は以下のとおりです。

【規制の内容】

- ・特定工場に該当する工場を新設、又は特定工場の設備等を変更(敷地面積の増加・減少等)をしようとする場合、新設等の 90 日前までに市町村に届出なければならない。
- ・特定工場は、敷地面積の 25%以上を緑地等(うち、緑地は 20%以上)で整備しなければならない。
- ・特定工場の生産施設の面積は、敷地面積の 30～65%以内としなければならない(業種によって、割合は異なる)。

2. 調査結果の概要

- 工場立地法に基づく届出件数は、平成 28 年度分は 2,882 件。市町村別にみると、工場から届出を受けた市町村は、全市町村のうち 37%(1,741 市町村のうち、637 市町村)。6 割以上の市町村では、届出件数は 0 件となっており、工場の新增設等の動きは、地域に偏りがみられます(「3. 工場立地法の届出の状況」参照)。
- 工場の緑地率(工場敷地に占める緑地面積の割合)は、法令で定める緑地率 20%に設定している工場が最も多く、企業は、法令で定めた規制値に応じて緑地を整備している実態が伺えます(「4. 工場立地法の規制の効果」参照)。
- 地域内で緑地率を引き下げる規制緩和を講じている市町村は、全市町村のうち 18%。工場立地法に基づく工場からの届出件数が多い市町村ほど、規制緩和措置を講ずる割合が高くなっています(「5. 工場立地法の緑地規制の緩和状況」参照)。

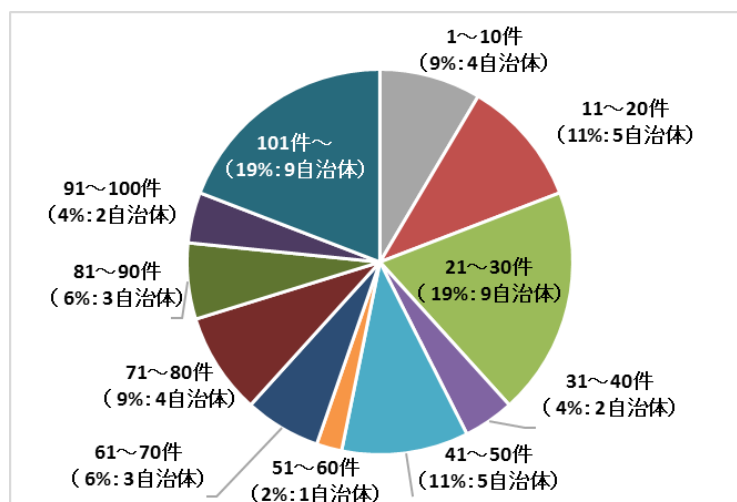
3. 工場立地法の届出の状況

- ◆平成 28 年度(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)の届出件数は 2,882 件。
- ◆都道府県単位では、届出件数が 10 件以下の自治体から、100 件以上の自治体までばらついているが、都道府県単位では、届出件数が 0 件のところはありません。
- ◆市町村単位では、届出件数 0 件の市町村が 6 割を超え、届出のある市町村は偏在している状況です。

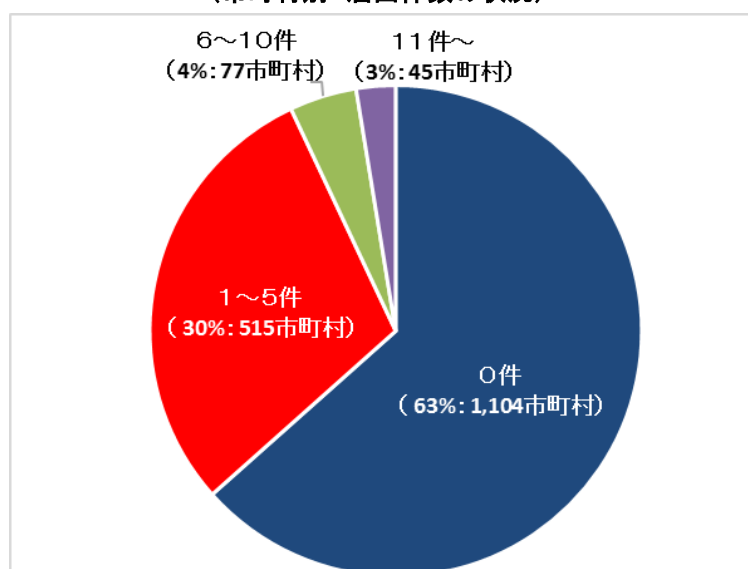
(届出件数)

合計	新規届出(工場新設)	変更届出(敷地増減等)	その他届出(氏名変更等)
2,882 件	382 件	2,056 件	444 件

(都道府県別 届出件数の状況)



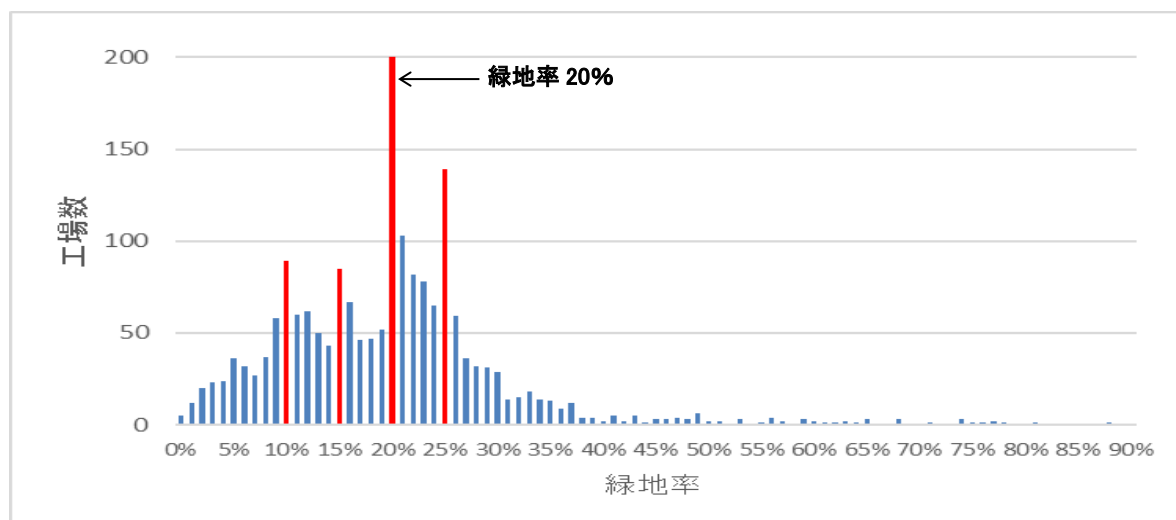
(市町村別 届出件数の状況)



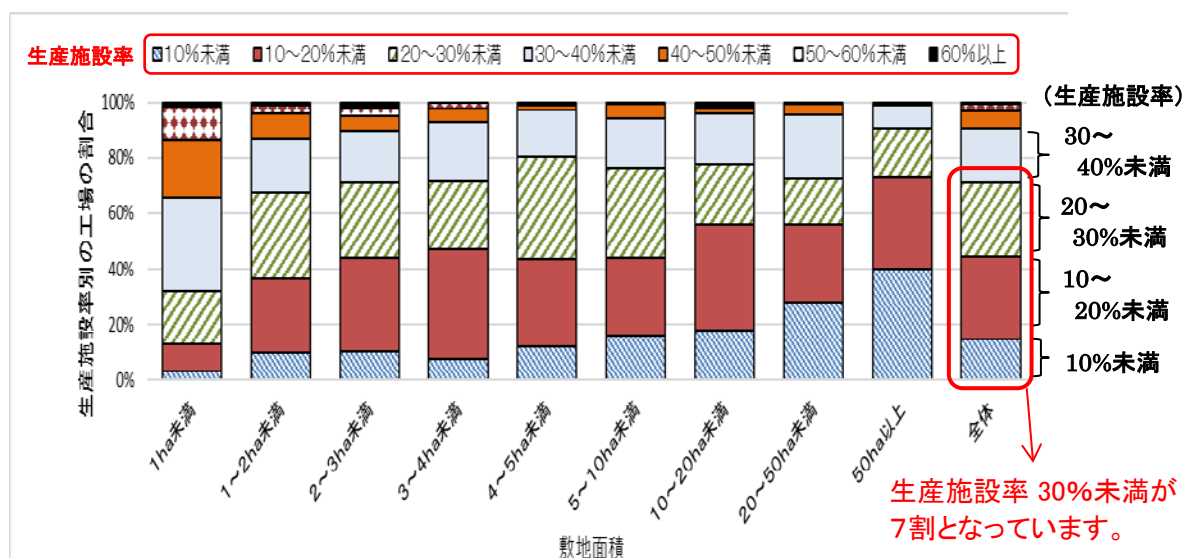
4. 工場立地法の規制の効果

- ◆平成 28 年度に届出を行った工場の緑地率(工場敷地に占める緑地面積の割合)は、法律で定める緑地率 20%に設定している工場が最も多く、企業は、法令で定めた規制値に応じて緑地を整備している実態が伺えます。
- ◆生産施設率(工場敷地に占める生産施設面積の割合)は 30%未満が 7 割となっており、また、敷地面積が大きくなるほど、生産施設率は低くなる傾向があります。

(緑地率毎の工場数)



(敷地面積別の生産施設率の工場の割合)



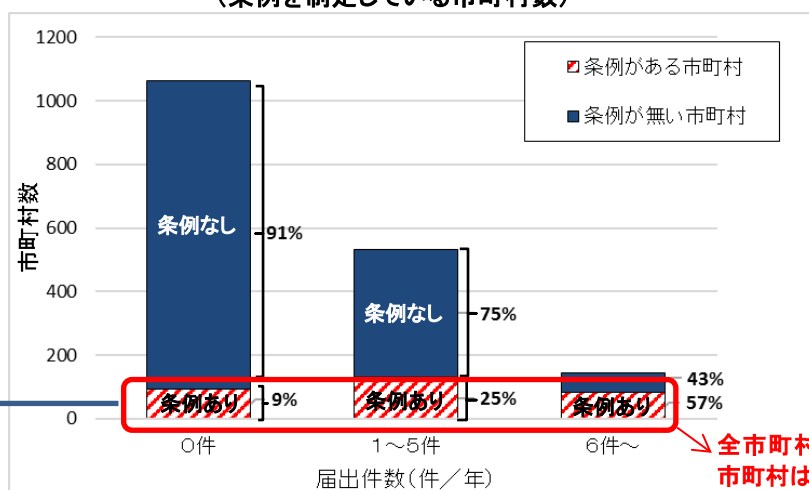
5. 工場立地法の緑地規制の緩和状況

◆工場立地法では、地域の実情に併せて、市町村が独自に条例で緑地率を定めることができます。条例を制定している市町村の割合は 18% (平成 29 年 11 月時点) となっており、届出件数が多い市町村ほど、条例制定の割合が高くなっています。

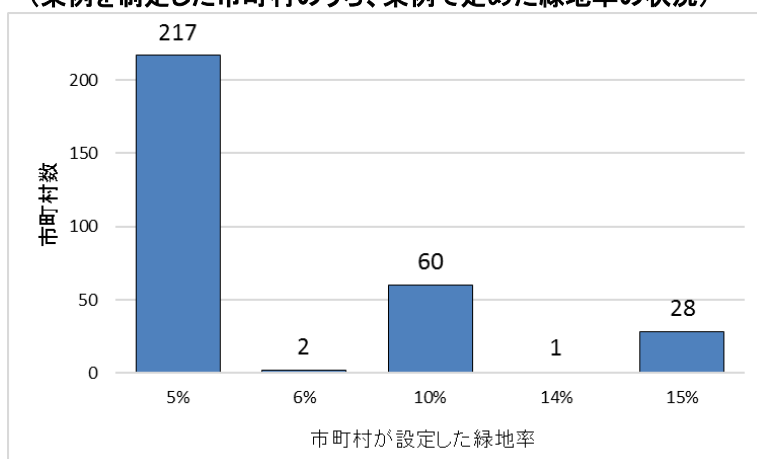
◆法律で定める緑地率は 20% ですが、市町村の独自の条例により、最大 5% まで引き下げ可能となっており、条例を定めた市町村の 7 割が 5% の緑地率となる区域を設定しています。

※市町村による緑地規制の緩和は、工場立地法以外に、企業立地促進法等でも緩和措置を講じることができる旨を定めています。下記の数値は、企業立地促進法等、工場立地法以外の法令による規制緩和の件数は含んでいません (工場立地法以外の法令による規制緩和措置の状況は、報告書を参照)。

(条例を制定している市町村数)



(条例を制定した市町村のうち、条例で定めた緑地率の状況)



(本発表資料のお問い合わせ先)

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課長 實國

担当者: 荒川、中川

電話: 03-3501-1511 (内線 2771～6)

03-3501-0645 (直通)

03-3501-6231 (FAX)

工場立地法
規制の運用状況調査 結果
(平成28年度分)

平成 30 年 6 月
経 済 産 業 省
地域企業高度化推進課

目 次

1. 工場立地法の概要	3
2. 届出状況	
(1) 総 論	4
(2) 各届出の状況	4
3. 特定工場の状況	
(1) 特定工場における敷地面積の状況	6
(2) 生産施設の状況	8
(3) 緑地面積の状況	9
4. 執行状況	
(1) 実施制限期間の短縮	11
(2) 勧告、変更命令	11
5. 工場立地法の地域準則制定の状況	12
(1) 工場立地法に基づく地域準則条例の制定状況	13
(2) 企業立地促進法に基づく準則条例の制定状況	15
(3) 総合特別区域法に基づく準則条例の制定状況	16
(4) 東日本大震災復興特別区域法に基づく準則条例制定状況	17

はじめに

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)の工場に一定の規制をかける法律となっています。

具体的には、これらの条件に合致する工場が、新設又は変更(敷地の増減等)を行おうとする場合、新設・変更を行う90日前までに市町村に対して届出を提出する必要があります。

工場立地法では、工場敷地面積の20%以上を緑地として整備しなければならない(市町村が独自に準則を定めることで、緑地率は1～30%の間に変更することが可能)等の規制が定められており、当該基準に合致しない場合、市町村に対しては、勧告、変更命令を行う権限が付与されています。

平成29年4月から、工場立地法の執行権限は、全て市町村に移管され、工場立地法の執行に関する情報は、各市町村がそれぞれで把握している状況となっております。

執行権限の市町村への全面移管が行われたことを踏まえ、全面移管後の法律の統一的な運用や、権限移管・規制の評価等を行うための基礎データについては、国において一元的に把握すること必要であると判断し、執行権限の全面移管の前と後の状況を比較する観点から、平成28年度(全面移管の前年度)から工場立地法の規制の運用状況について調査を行い、毎年、取りまとめ、公表することといたしました。

今般、平成28年度分(平成28年4月～平成29年3月)の執行状況調査がまとまりましたので、公表いたします。

平 成 3 0 年 6 月
経 済 産 業 省
地域企業高度化推進課

1. 工場立地法の概要

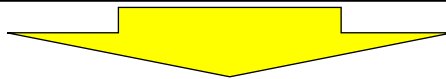
(工場立地法の概要)

工場立地法は、製造業、電気・ガス・熱供給業の工場のうち、一定規模の面積等を有する工場に対して、工場敷地内での緑地等の整備、生産施設の設置制限等を課すことで、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的としている。

■ 工場立地法の規制対象(届出対象)となる工場(特定工場)

【業種】 製造業、電気供給業(水力、地熱、太陽光を除く)、ガス供給業、熱供給業

【規模】 敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上の工場



■ 特定工場が届出する項目

特定工場は、新設・変更を行う90日前までに、市町村への届出が必要。

【新設の場合】

新設を行う工場が特定工場に該当する場合、次の項目を届け出る。

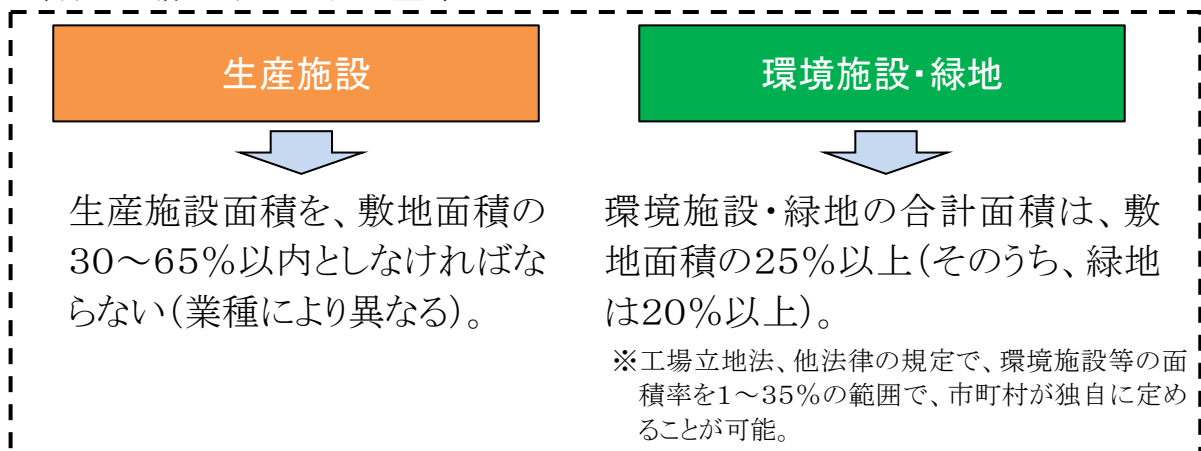
①敷地面積 ②建築面積 ③生産施設面積 ④環境施設・緑地面積 等

【変更の場合】

特定工場が、次の変更を行う場合、変更する項目の届出を行う。

①敷地面積の増減 ②生産施設の増加 ③緑地・環境施設の減少

■ 特定工場に求められる基準



- 特定工場が基準に不適合の場合、市町村は勧告、変更の命令が可能。
- 届出から90日間は工事等の着工不可。市町村の判断で短縮可能。

2. 届出の状況

(1) 総論

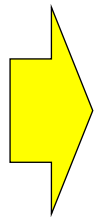
工場立地法における届出の種類としては、工場の新設届出、増設届出、工場の承継届出、企業名称等の変更に伴う氏名変更届出がある。

平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)の届出件数は、2,882件。

また、届出を提出した特定工場数は2,402工場(変更届出等を複数回提出している工場があるため、届出件数は、届出を行った特定工場の数よりも多くなっている)。

(届出の内訳)

届出数 合計	2,882件
新規届出	382件
変更届出	2,056件
承 継	175件
氏名変更	269件



(届出を提出した特定工場の数)

特定工場数	2,402工場
うち	
一敷地面積を把握した工場数	1,945工場
一生施設面積を把握した工場数	1,935工場
一緑地面積を把握した工場数	1,907工場

※変更届出等を複数回提出している工場があるため、届出を提出した工場数は、届出件数よりも少ない。

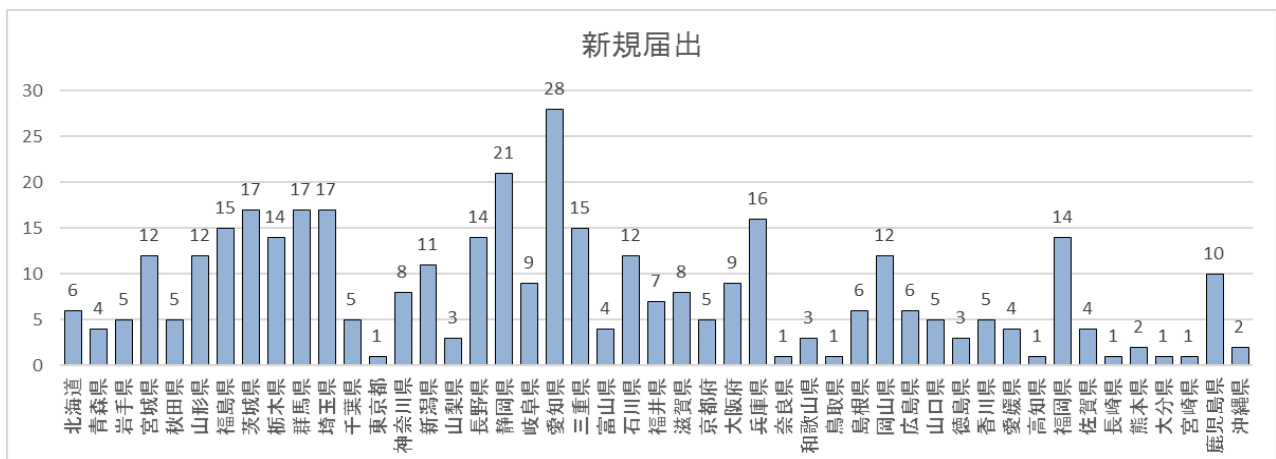
※承継、氏名変更の届出は、敷地面積等の情報を届け出る必要がない、変更届出の場合は、変更によって影響の及ぶ箇所の情報を提出することになっている等の事情から、今回の調査において、届出を行った特定工場の情報(敷地面積、生産施設面積、緑地面積)は、その届出内容によって、把握できた範囲が異なっている。

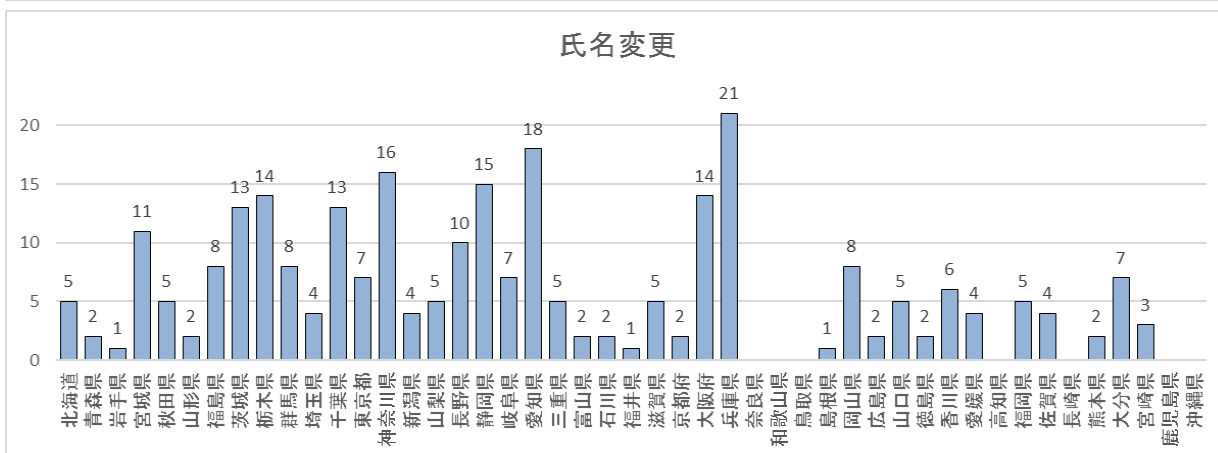
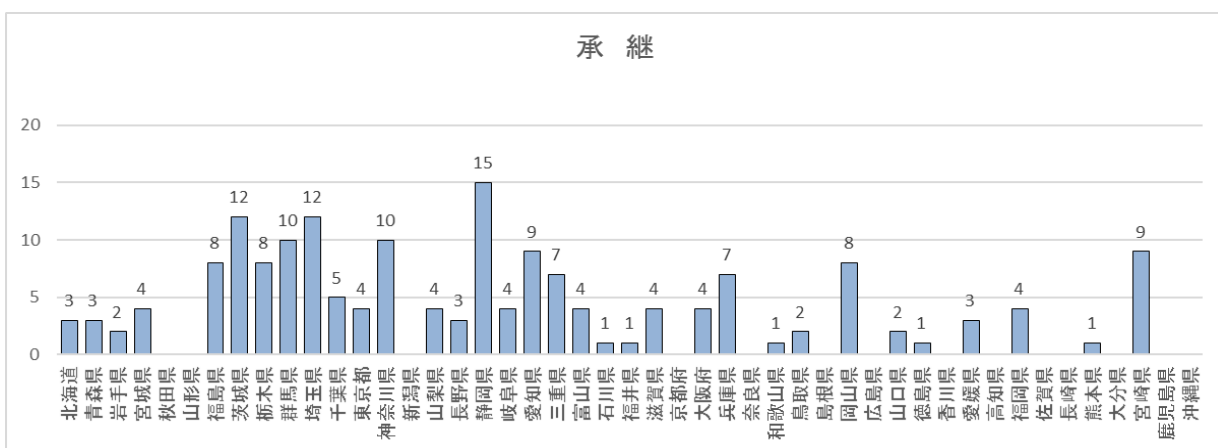
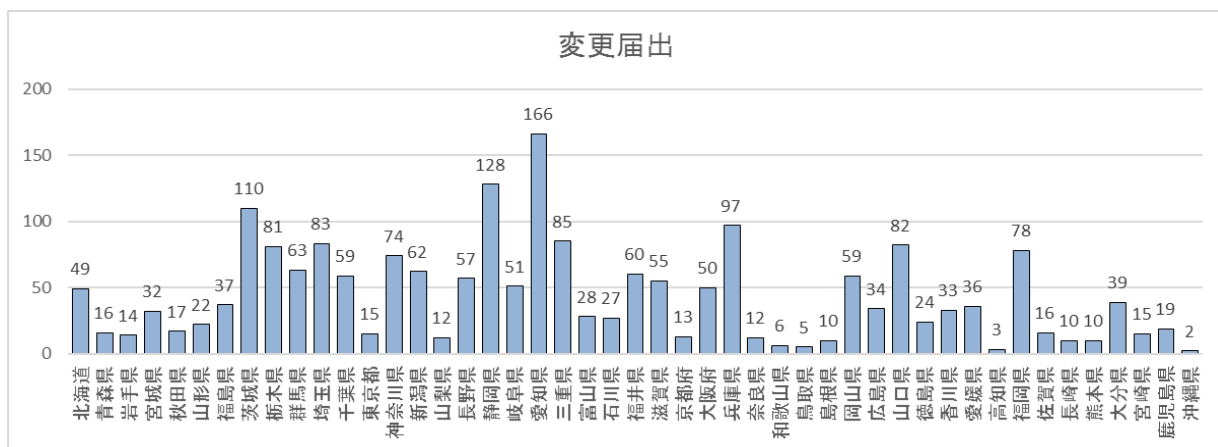
(2) 各届出の状況

届出件数は、愛知県221件、静岡県179件等、100件を超える自治体は9自治体である一方、届出件数10件以下の自治体も4自治体となっている。届出件数は、1県当たり61件となっている。

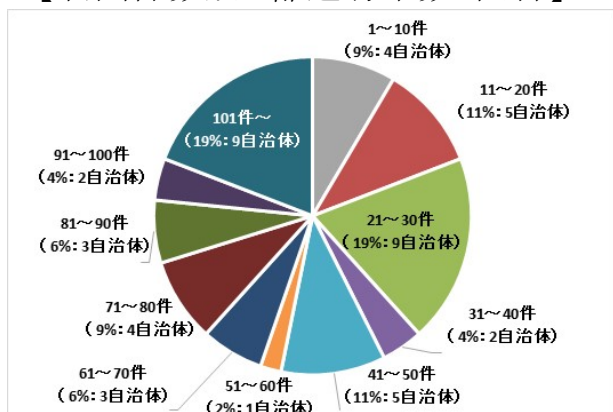
また、市町村単位でみると、6割以上の市町村で届出数は0件であり、9割以上の市町村で届出件数は5件以下となっている。

【各届出の都道府県別の件数】

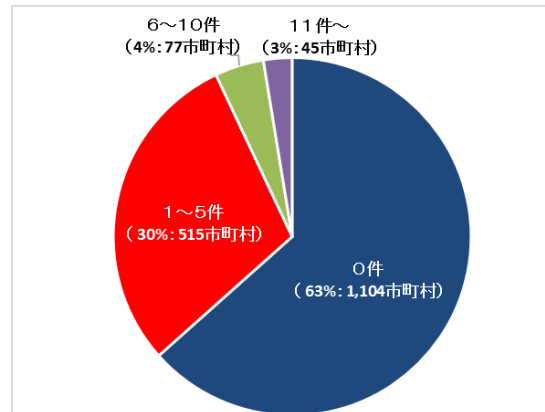




【届出件数別 都道府県数・割合】



【届出件数別 市町村数・割合】



※上記円グラフは、左については、届出件数が0~10件の都道府県は4自治体、右は、届出件数が0件の市町村は 1、104 市町村になっていることを意味する。

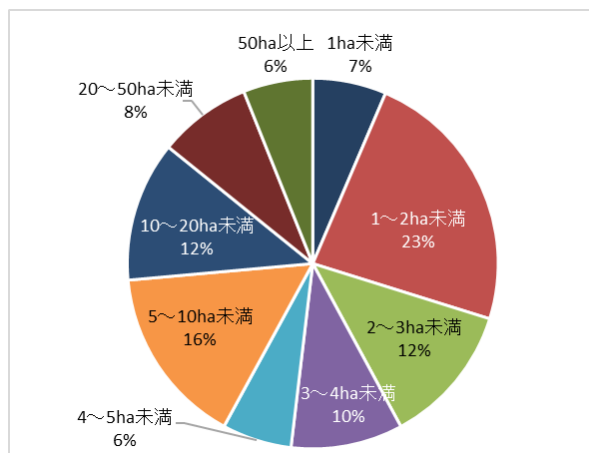
3. 特定工場(※)の状況

※工場立地法の届出対象となる工場

(1) 特定工場における敷地面積の状況

平成28年度に届出を行った工場において、本調査で敷地面積が把握できた工場1,945工場のうち、敷地面積1～2haの工場が23%と最も数が多い。また、全国の平均敷地面積は15ha／件となるが、4ha未満の工場が全体の52%を占める状況となっている。

【特定工場の敷地面積規模別の割合】

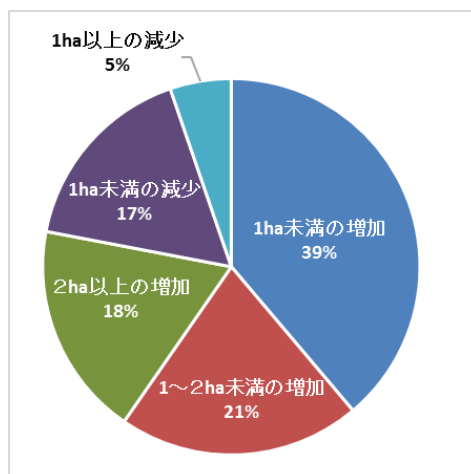


※特定工場のうち、敷地面積情報を把握できている1,945工場を対象に整理

平成28年度に行われた敷地面積変更に関する届出から、敷地面積の増減をみると、全体の約8割が敷地面積の増加となっている。

敷地面積の増加は、1ha未満の増加が最も多く、また、敷地面積の減少についても、1ha未満の減少が、敷地面積減少の中では大半をしめている。

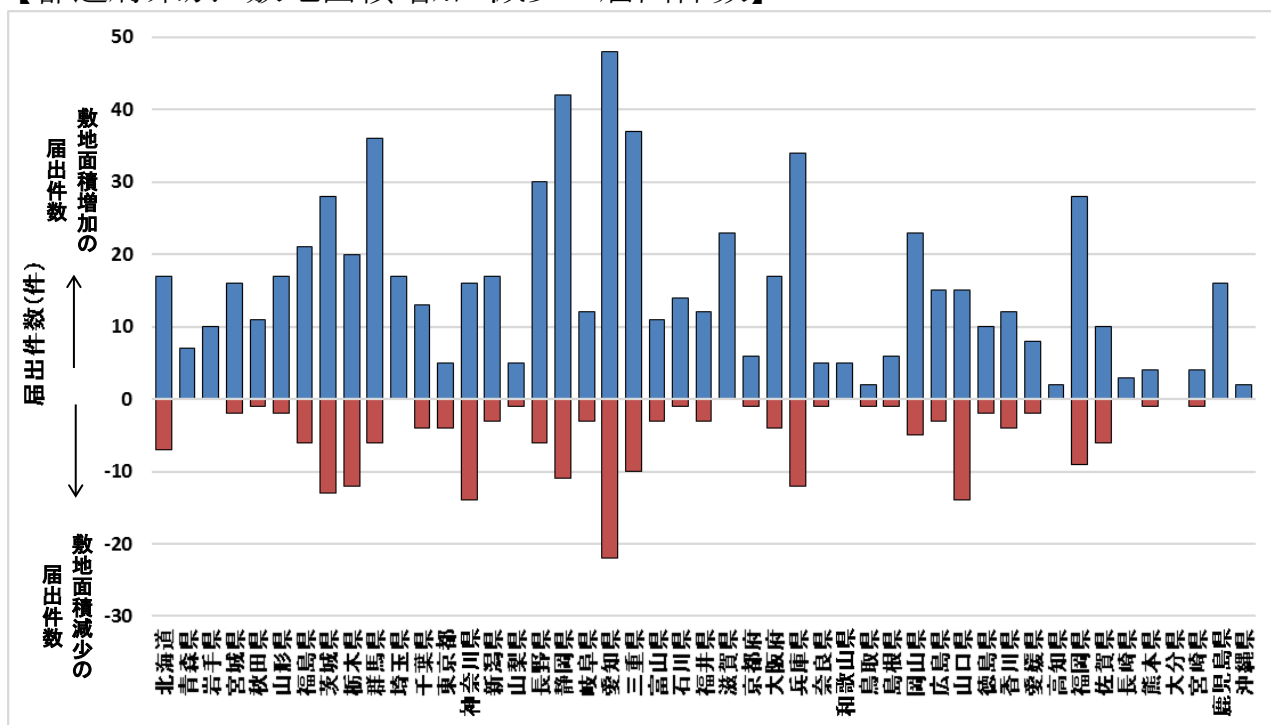
【特定工場の敷地面積増減別の割合】



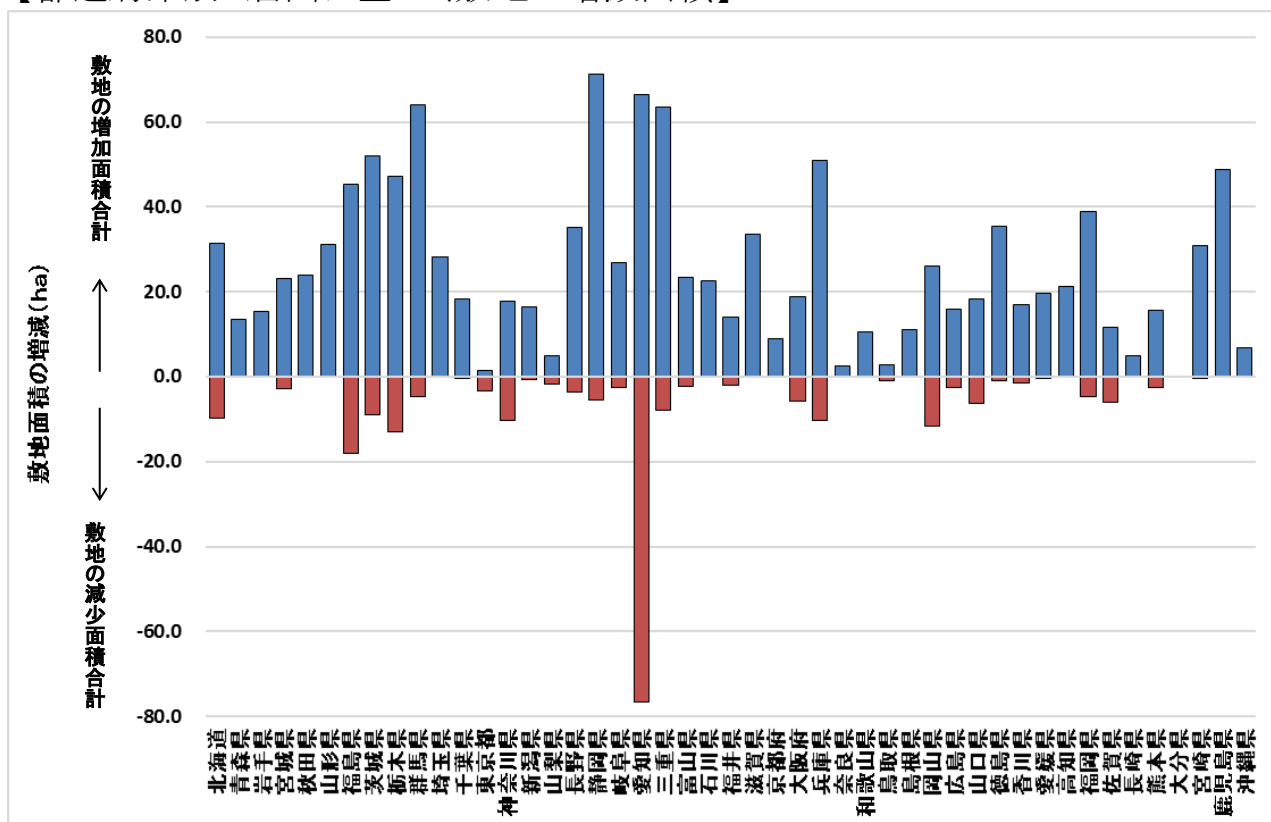
※新規・変更届出のうち、敷地面積情報が把握できている913件の届出について整理

平成28年度に行われた敷地面積変更に関する届出から、都道府県別の敷地面積の増減をみると、愛知県は、面積増加の届出件数がトップである一方、面積減少に関する届出件数も最も多い。また、面積減少は愛知県が非常に大きい
が、面積減少の大きな案件の影響となっている。

【都道府県別 敷地面積増加・減少の届出件数】



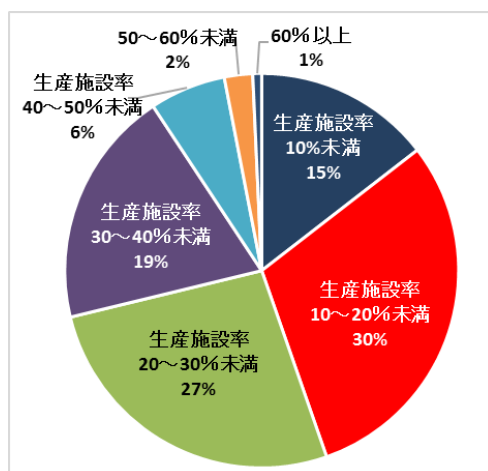
【都道府県別 届出に基づく敷地の増減面積】



(2) 生産施設の状況

平成28年度に届出を行った工場において、本調査で生産施設面積が把握できた工場1,935工場のうち、工場敷地面積に占める生産施設面積の割合(生産施設率)は、10～20%の工場が最も多く、全体の30%となっている。また、過半数の工場で生産施設率10～30%の間となっている。

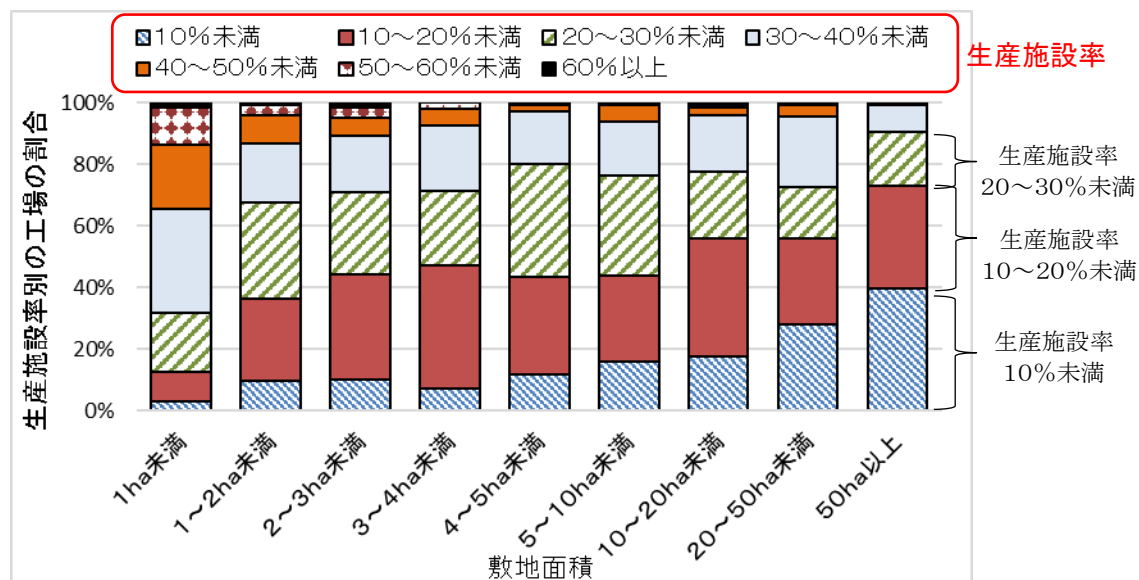
【生産施設率別の特定工場の割合】



※特定工場のうち、生産施設面積情報を把握できている1,935工場を対象に整理

敷地面積規模ごとに、工場敷地面積に占める生産施設面積の割合(生産施設率)を比較すると、工場敷地面積が大きくなるほど、生産施設率は低くなる傾向がある。敷地面積1ha未満の工場では、生産施設率30%未満の工場は4割以下であるが、50ha以上の工場は、生産施設率10%未満の工場が約4割である。

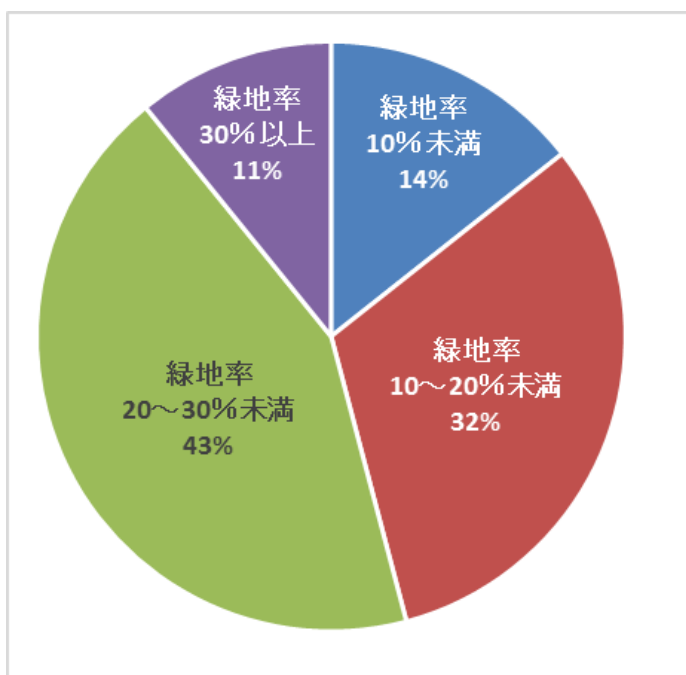
【敷地面積別の生産施設率の工場の割合】



(3) 緑地面積の状況

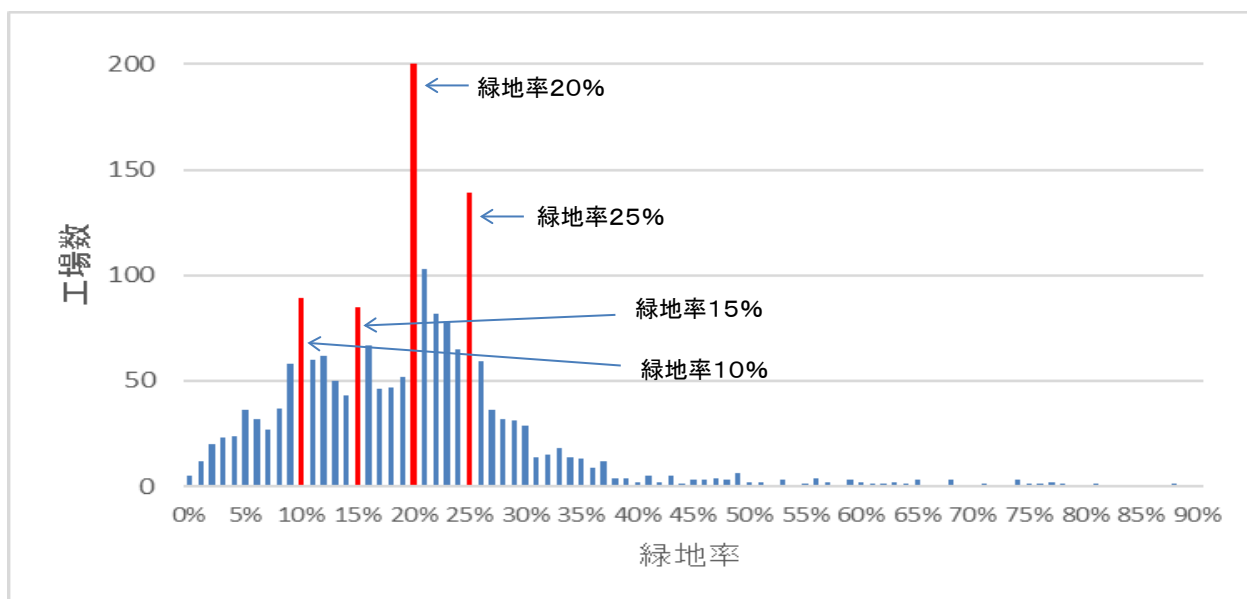
平成28年度に届出を行った工場のうち、本調査で緑地面積が把握できた1,907工場の緑地率(工場敷地に占める緑地面積の割合)は、法律で定める緑地率の水準20%としている工場がもっとも多い。また、法律では、環境施設(緑地等周辺の生活環境保持に寄与する施設)の面積率を25%とすることを義務付けていることから(緑地のみで25%でも可)、緑地率が25%となっている工場も多い。

【緑地率別の工場の割合】



※特定工場のうち、緑地面積情報を把握できている1,907工場を対象に整理

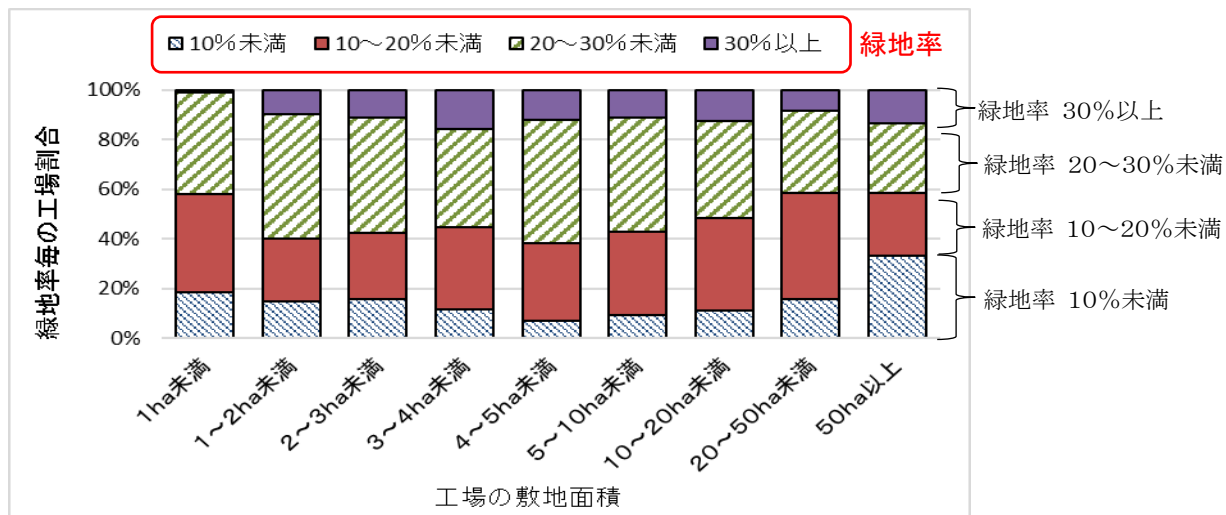
【緑地率別 工場数】



敷地面積規模別に緑地率(工場敷地に占める緑地面積の割合)を比較すると、敷地面積1ha未満の工場は、緑地率20%未満が6割程度になるなど、他と比較すると緑地率が低い傾向にある。

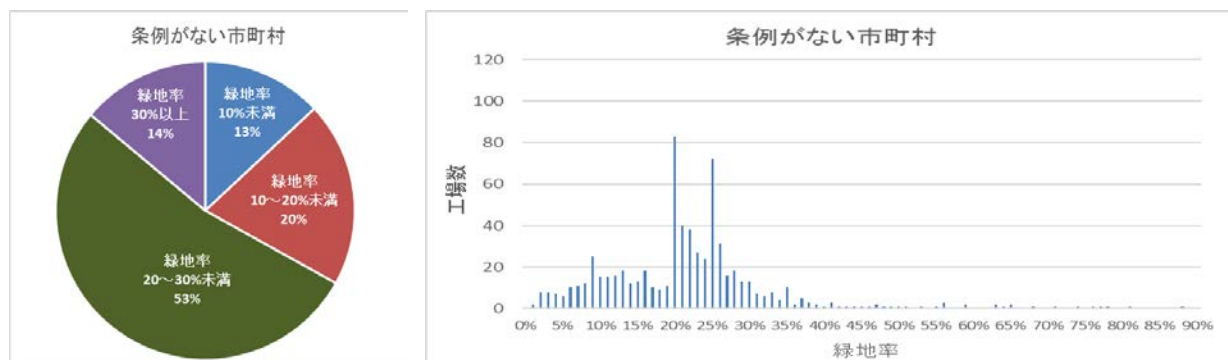
他方、敷地面積50ha以上の工場についても、緑地率10%未満が4割弱と緑地率の低い工場の割合が他と比べて高い。ただし、緑地率30%以上の工場が1割以上になるなど、緑地率が高い工場も一定割合存在している。

【敷地面積別の緑地率の工場割合】

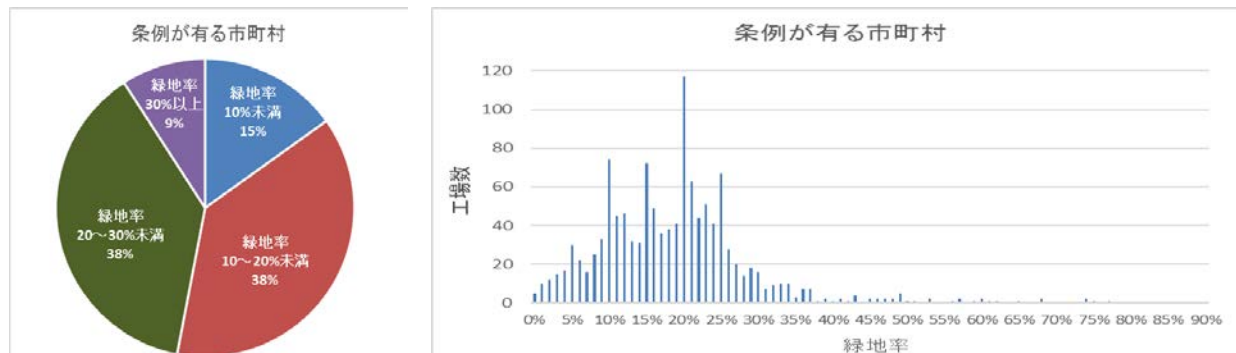


工場立地法では、地域の実情に併せて、市町村が緑地率を引き下げる条例を制定することができる(詳細は後述)。条例のない市町村と制定している市町村では、工場の緑地率は、条例のある市町村において大幅に下がる傾向となっている。

【条例がない市町村における工場の緑地率の状況】



【条例が有る市町村における工場の緑地率の状況】



4. 市町村における法律の運用状況

市町村に対し、工場立地法に基づく届出が行われた後は、届出後90日間の実施の制限がかかることとなり、企業は、工事等を開始することができない。

市町村は、実施制限期間中に、届出内容に問題があると判断する場合は、勧告(届出後、60日以内に市町村が行うことが可能)、変更命令(勧告後、30日以内に市町村が命令することが可能)を行うことができる。

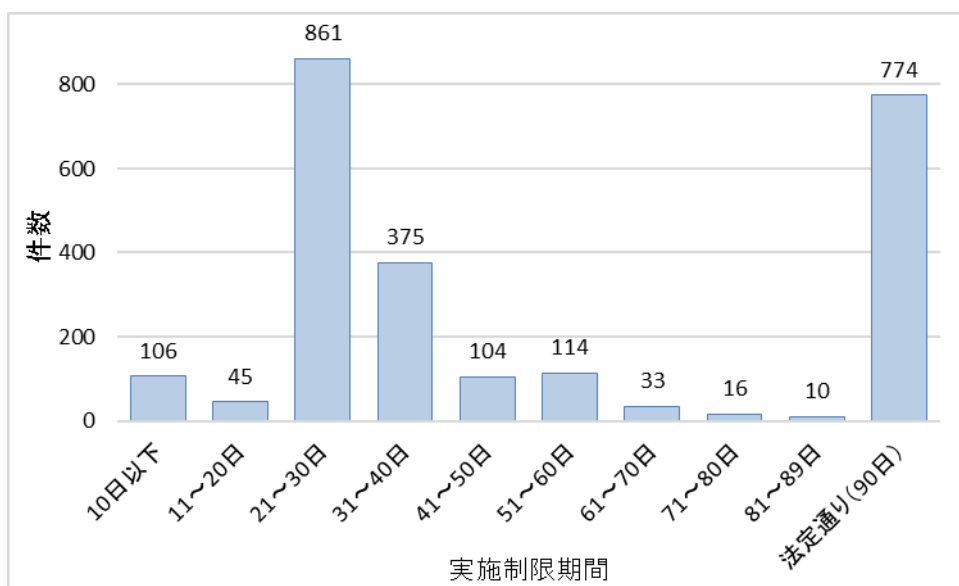
他方、届出内容に問題がないと判断する場合には、実施制限期間の短縮を行うことができる。

(1) 実施制限期間の短縮

実施制限期間が、法定通りの90日間であった(実施制限期間の短縮が行われなかった)件数は774件と全体の32%。また、実施制限期間で最も多いものは、21日～30日で、861件(35%)となっている。

なお、実施制限期間が40日以下の件数は、1,387件(57%)となっており、半数以上が、実施制限期間は法定期間の半分以下となっている(全体の実施制限期間の平均日数については51日となっている)。

【実施制限の期間】



(2) 勧告、変更命令

平成28年度は、勧告、変更命令は行われなかった。

5. 工場立地法の地域準則制定の状況

工場立地法では、地域の実情の併せて、市町村が独自に緑地率(工場敷地に占める緑地面積の割合)を定めることができる。市町村が独自の緑地面積率を設定するためには、地域準則条例と呼ばれる条例等を制定する必要がある。

また、地域準則条例の根拠法は、工場立地法以外に、企業立地促進法、総合特別区域法、復興構造改革特別区域法がある。

【各法律に基づく地域準則条例の制定状況】

根拠法令	工場立地法	企業立地促進法	総合特別区域法	東日本大震災復興特別区域法	いずれかの条例を制定
条例制定市町村数	309市町村	253市町村	14市町村	38市町村	549市町村
制定割合	18%(※1)	15%(※1)	12%(※2)	17%(※3)	32%(※1)

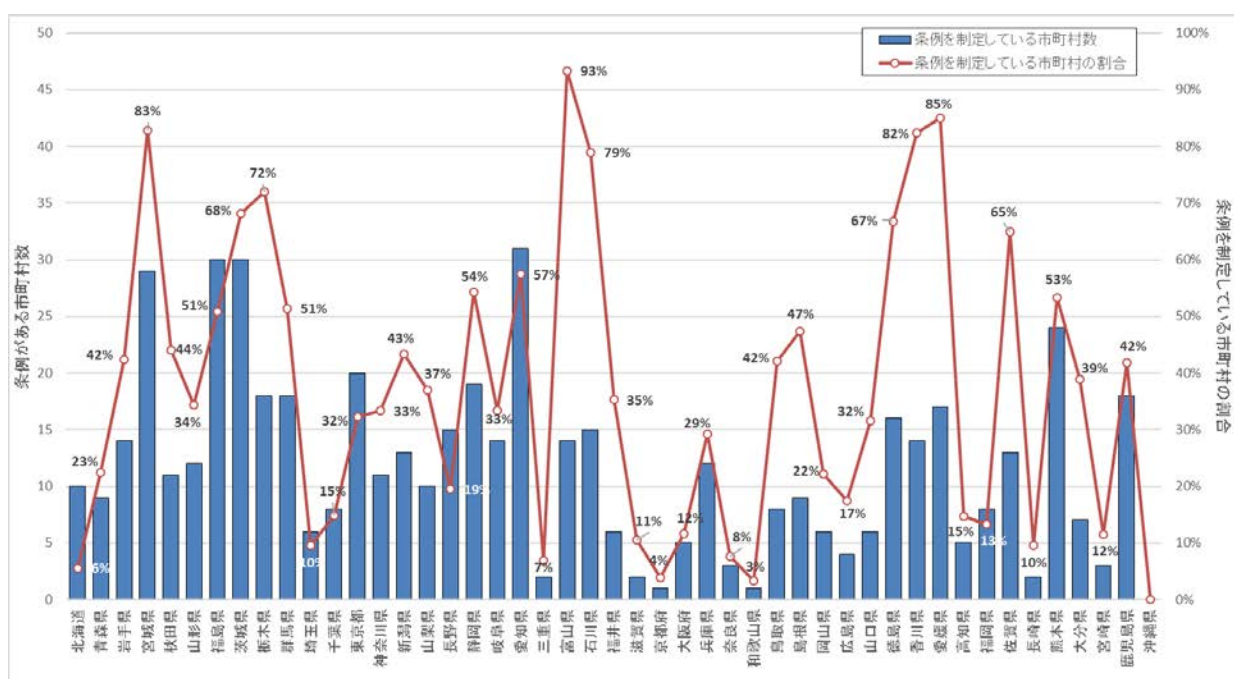
※1 全国1,741市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。

※2 総合特別区域法に定める国際戦略総合特別区域計画の作成主体となっている118市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。

※3 東日本大震災復興特別区域法に指定される227市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。

上述のとおり、4法令に基づき、緑地率を緩和する条例を市町村が制定することができるが、いずれかの法令に基づき条例を制定している市町村は、549市町村(上記の表を参照)であり、都道府県別でみると、以下の状況となっている。

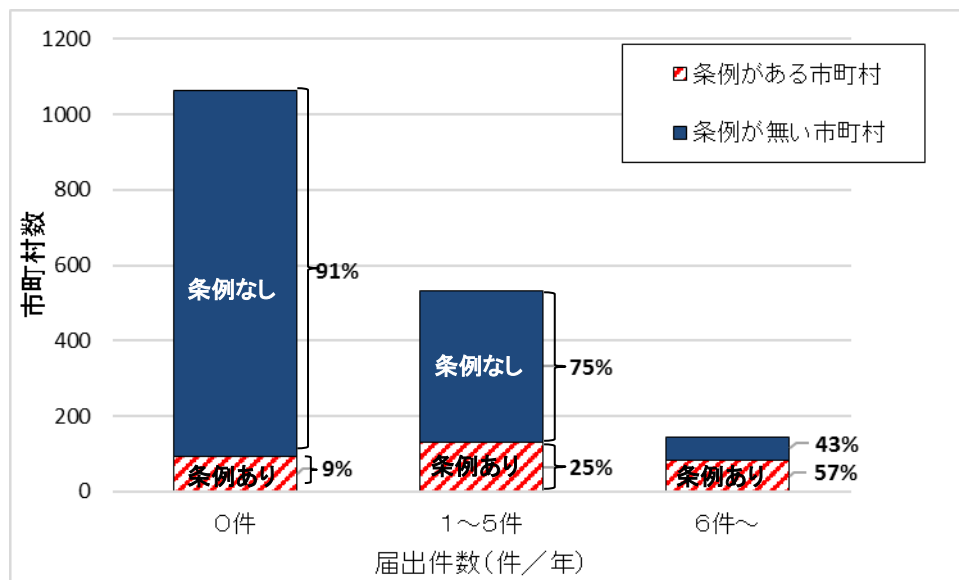
【都道府県別 管内市町村の条例(上記4法令に基づくもの)の制定状況】



(1)工場立地法に基づく地域準則条例の制定状況

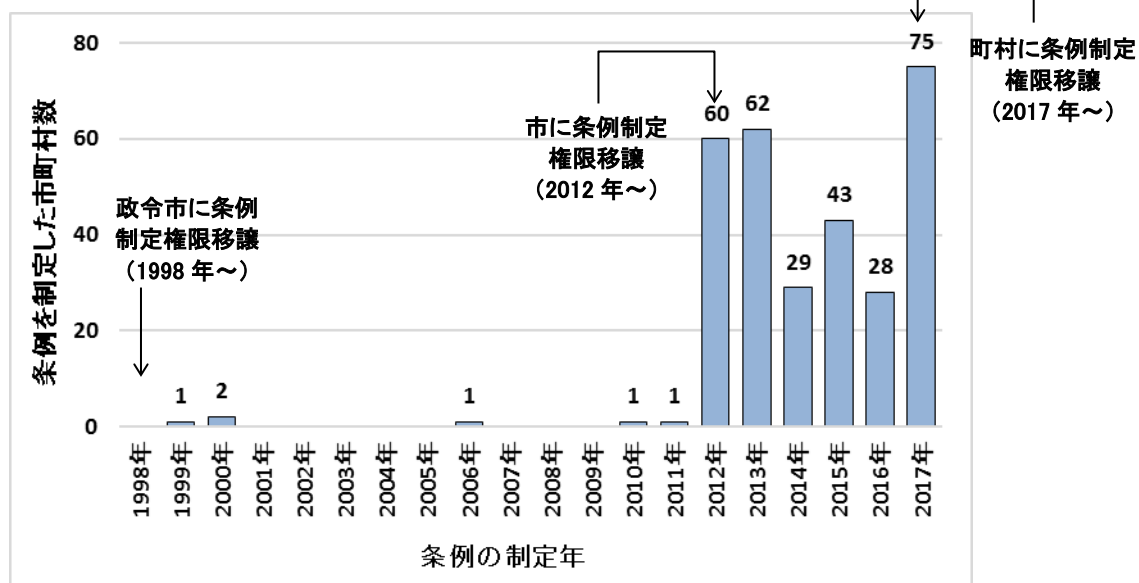
地域準則条例を制定している市町村の割合は、18% (309市町村)となっている。地域準則条例を制定している市町村の割合は、届出件数が多い市町村ほど、制定する割合が高くなる傾向がみられる。

【届出件数別 地域準則条例を制定している市町村数】



地域準則条例の制定権限は、1998年以降、順次、政令市、市、町村へと移譲が進められてきたが、市に権限移譲された2012年から条例制定数が増えている。2017年には町村に権限移譲がされたことにより、2017年も条例制定件数が伸びている。

【工場立地法 地域準則条例の制定時期】

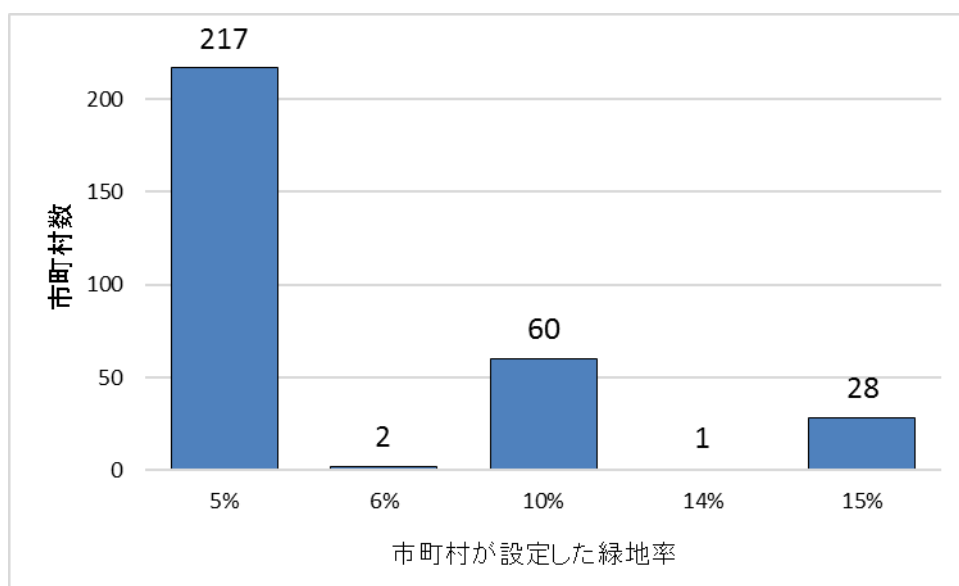


※2017年11月までに制定された条例を集計

市町村が地域準則条例で設定した緑地率をみると、最も低い緑地率として設定した値は、地域準則条例で最大限引き下げ可能な5%に設定した市町村は、準則条例を設定した市町村の7割(217市町村)を超えている。

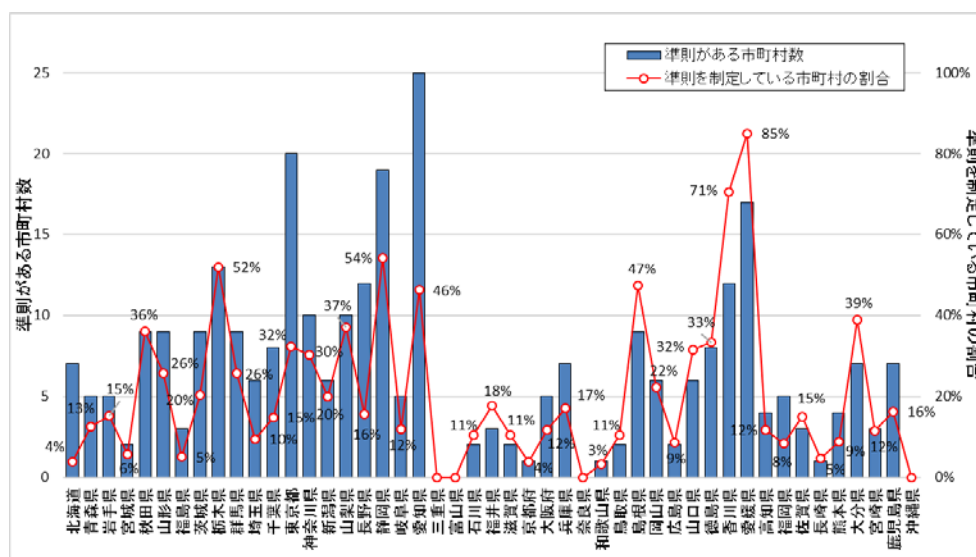
なお、地域準則条例では、環境保全の観点から、法律で定める緑地率20%よりも高い緑地率を設定することも可能であるが、20%超の緑地率も併せて設定した市町村は14市町村(25%:7市町村、30%:7市町村)となっている。

【地域準則条例で制定した緑地率の状況】



都道府県別に管内市町村の地域準則条例の制定状況を見ると、制定割合が8割を超える都道府県がある一方で、一桁台の都道府県もあるなど、各地域によって地域準則条例の制定状況にばらつきがある。なお、条例を制定している市町村数は、1都道府県当たり、平均6.6市町村となっている。

【都道府県別 管内市町村の地域準則条例(工場立地法関係)の制定状況】



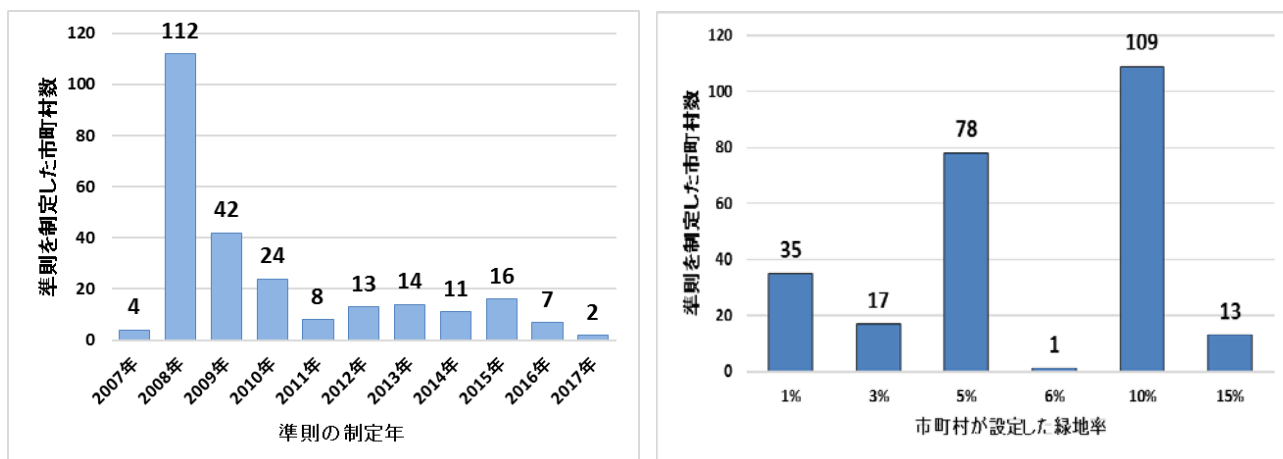
(2) 企業立地促進法に基づく準則条例の制定状況

企業立地促進法(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律)は2007年に制定され、2018年7月に地域未来投資促進法(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)へと改正された。

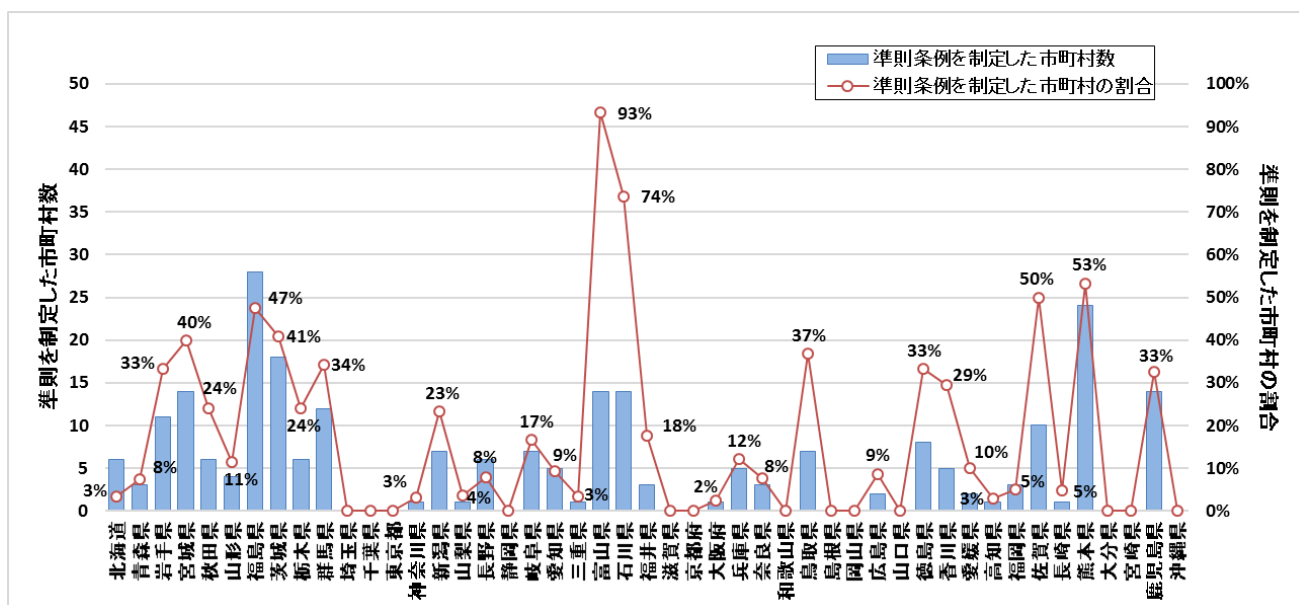
企業立地促進法では、市町村が独自に工場立地法の緑地率を定めることができる規定が盛り込まれ、工場立地法に定められた地域準則よりも低い緑地率を定めることが可能とされた(地域準則では緑地率を5%まで引き下げ可能だったが、それよりも低い1%までの引き下げを可能とした)。

市町村による準則制定は、法制定の翌年2008年がもっとも多く、112市町村が準則を制定した(準則を制定した市町村の4割強)。市町村が設定した緑地率については、最大限引き下げ可能な1%にまで設定した市町村は、準則を制定した市町村ののうち14%(35市町村)となっている。

【企業立地促進法準則条例の制定時期】 【企業立地促進法準則条例で制定した緑地率の状況】



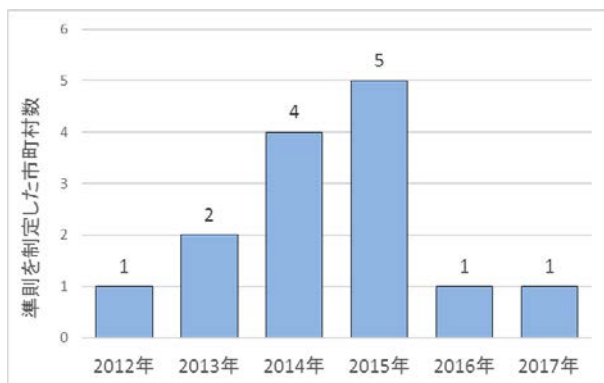
【都道府県別 管内市町村の企業立地促進法準則条例の制定状況】



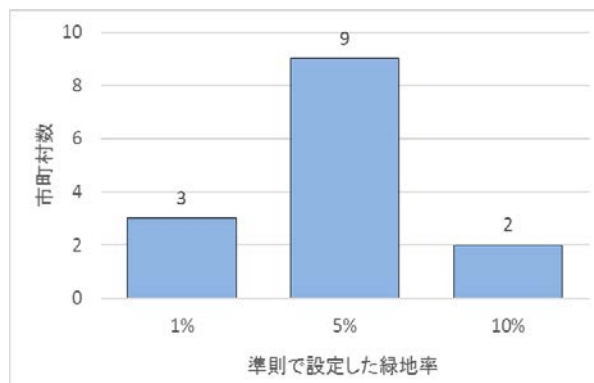
(3) 総合特別区域法に基づく準則条例の制定状況

総合特別区域法においては、「国際戦略総合特別区域」に指定された区域において、市町村単位で工場立地法の緑地率を独自に定めることができる。現在、国際戦略総合特区は7地区指定されており、工場立地法の緑地率の緩和措置を講じている特区は、「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」（長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び各県管内の市町村の一部等）のみとなっている。

【総合特区に基づく準則条例制定時期】



【準則条例により設定した緑地率の状況】



【「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」における準則条例の制定状況】

県名	市町村名	制定年	緑地率	県名	市町村名	制定年	緑地率
岐阜県	各務原市	2012年	5%(10%)	静岡県	浜松市	2017年	5%(10%)
	関市	2014年	5%(10%)	愛知県	半田市	2013年	1%(1%)
	瑞浪町	2014年	1%(1%)		名古屋市	2013年	5%(5%)
	笠松町	2014年	5%(10%)		稲沢市	2014年	10%(15%)
	垂井町	2015年	5%(10%)		津島市	2015年	5%(5%)
	坂祝町	2015年	1%(1%)		あま市	2015年	10%(15%)
	郡上市	2015年	5%(10%)	三重県	鈴鹿市	2016年	5%(10%)

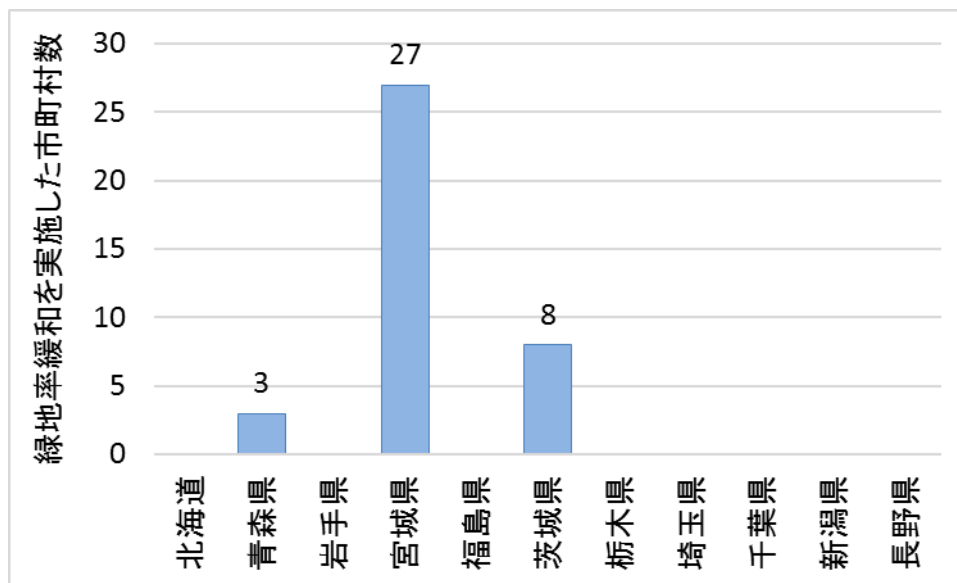
※緑地率の()の数値は、緑地を含めた環境施設面積率の設定値

(4) 東日本大震災復興特別区域法に基づく準則条例の制定状況

東日本大震災復興特別区域法においては、東日本大震災により一定の被害が生じた区域として指定された市町村(227市町村の区域)において、市町村単位で工場立地法の緑地率を独自に定めることができる仕組みを導入している。

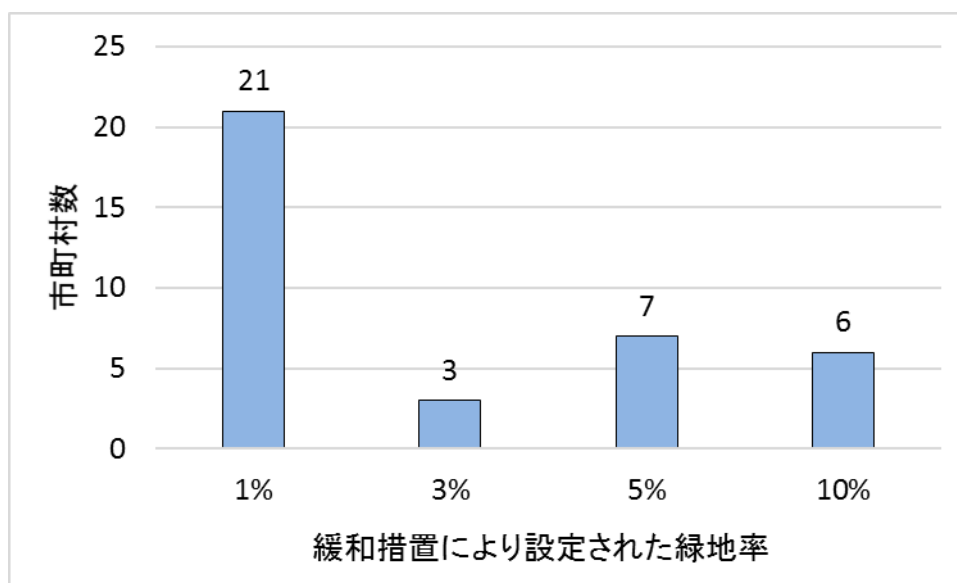
38市町において、東日本大震災復興特別区域法に基づく工場立地法の緑地規制の緩和を実施している。

【道県別 管内市町村の緑地率緩和措置の実施状況】



※東日本大震災復興特別区域法の対象区域を含む道県は、北海道、青森県、岩手県(全域)、宮城県(全域)、福島県(全域)、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県

【緑地率緩和措置により設定した緑地率の状況】



(本発表資料のお問い合わせ先)

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課長 實國

担当者:荒川、中川

電 話:03-3501-1511(内線 2771～6)

03-3501-0645(直通)

03-3501-6231(FAX)